

## 少子化・人づくり対策特別委員会記録

- 1 期 日 平成20年10月14日（火）
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員 委員長 中原好治  
副委員長 安木和男  
委員 佐藤一直、桑木良典、柴崎美智子、中村道德、緒方直之、  
高山博州、砂原克規、宇田 伸
- 4 欠席委員 委員 間所 了

### 5 出席説明員

[環境県民局]

環境県民局長、総務管理部長、人権男女共同参画課長、県民活動課長、学事課長

[健康福祉局]

健康福祉局長、総務管理部長、こども家庭課長、保健医療部長、医療政策課長、健康対策課長、社会福祉部長、障害者支援課長

[商工労働局]

商工労働局長、総務管理部長、労働福祉課長

[教育委員会]

教育長、教育次長、管理部長、教育政策室長、教育部長、指導第一課長、指導第二課長、特別支援教育室長、指導第三課長、生涯学習部長、生涯学習課長、スポーツ振興課長

[警察本部]

生活安全部長、少年対策課長

### 6 報告事項

- (1) 平成20年度夢配達人プロジェクト推進事業について
- (2) 「未来に輝くこども夢プラン」の実施状況及び次世代育成支援の取組について
- (3) 児童虐待防止推進月間における次世代育成支援の取組について
- (4) 不妊治療支援事業の実施状況について
- (5) 仕事と家庭の両立支援企業育成事業について
- (6) 広島県特別支援教育ビジョンについて

### 7 会議の概要

- (1) 開会 午前10時32分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

○質疑（柴崎委員） 資料番号5に関連して、労働力人口についてお尋ねします。

新人口推計を見ますと、2055年には合計特殊出生率は1.26、総人口が9,000万人を下回り、その4割が65歳以上の高齢者ということが示されています。こうした少子化の進行等による人口減少は、我が国の経済社会にさまざまな影響や問題を及ぼす

ものと考えられます。例えば、出生数の減少による若年労働力の減少や高齢者の引退の増加によって労働力人口は高齢化しながら減少していくことが予想されるため、若年、女性、高齢者などの就業参加を促進するための仕組みづくりを強力に進めることが必要ですが、施策についてお尋ねします。

○答弁（労働福祉課長） 労働力人口の減少が見込まれる中で、どのような対応を図るかということですが、総務省統計局等の人口推計に関しまして、2006年の総人口に対する労働力人口の割合が52.1%と発表されております。この数字に対しまして、少子化や団塊の世代が引退するというような状況の中で、労働力人口が減少していくことが予想されますけれども、労働市場への参加を進める施策をとることによりまして一定の割合でその減少を抑えることができると言われております。

県では、若者、女性、高齢者などのすべての人が意欲と能力に応じて働くことができる環境を整えることによりまして、こういった人口減少の中で労働力人口減に歯どめをかけたいと考えておりまして、具体的には、若者に対しましては、ひろしましごと館やジョブカフェ等によりましての就業支援、それから女性の就業率の向上に対しましては、仕事と家庭の両立支援、一般事業主行動計画の策定の支援、その中で広島県両立支援企業登録制度や再チャレンジ支援事業、この中では合同面接会やセミナーなどを開催しておりますけれども、こういった対策によりまして労働力人口の減少を少しでもとめたいと考えて対応しております。

○要望（柴崎委員） 施策を講じることにより労働市場への参加が進めば、2030年の時点で6,109万人の水準にまで労働力人口の減少を抑えることができると見込まれています。また、労働力人口の減少が生じると、経済成長にマイナスの影響を及ぼす可能性があることに留意し、中長期的な経済成長の基盤を確保する観点から、イノベーションの推進を図るとともに、若年、女性、高齢者など働く意欲を持つすべての人々の就業参加を実現することや、これから生まれてくる子供の数の減少をできる限り緩和するための効果的な少子化対策が不可欠だと考えます。一層の御尽力を要請します。

○質疑（高山委員） 資料番号4についてお聞きするのですが、この不妊治療というのは非常にいい制度で、実を申し上げますと、私が仲人をした子が2人とも、この不妊治療で子供が生まれ、非常に喜んでいるのです。それで、県での申請延べ件数が19年度は随分ふえたということなので聞くのですが、広島市、福山市を除くとなっておりますが、広島市、福山市は幾らあるのですか。

○答弁（健康対策課長） 平成19年度の広島市の体外受精の実人員は170名、顕微授精が実人員で205名、福山市では、平成19年度で体外受精が83名、顕微授精が125名となっております。

○質疑（高山委員） 合計は幾らですか。

○答弁（健康対策課長） 福山市が合計で200名、広島市が合計で375名、広島県と広島市と福山市を合計した実人員ですけれども、平成19年度で体外受精391名、顕微授精

- 209名、県内の合計が892名でございます。
- 質疑（高山委員） すばらしい制度なのだけれども、この中で本当に妊娠されて子供ができたという事例まで県は追い求めるのですか。
- 答弁（健康対策課長） 本事業については申請者が不妊治療を受けられる御夫婦ということになっております。それで、事業を実施した後の結果、妊娠されたかどうかということでございますけれども、19年度より厚生労働省において国全体でやっております事業として、その結果を日本産婦人科学会等とも協力しながら取りまとめる方向で作業をしていると連絡を受けております。ただ、平成19年度の結果がどうということになっているかという連絡は広島県の方にはまだいただけていないということでございます。
- 質疑（高山委員） プライバシーの問題があるので、そうなのかもわからないけれども、18年度もわからないということですか。
- 答弁（健康対策課長） 18年度に関しましては、まだ国の方でもそういった調査はしていない状況ですので、わかりません。
- 質疑（高山委員） わからなくていいと思うのだけれども、私も話を聞いたら、この制度は、子供ができない、恥ずかしいということがあって、やはりなかなか受けにくいそうです。以前にも、一度言ったことがあるのですが、これは案内を公民館に置いたりいろいろな施設にこういうものを出して、もっと大々的に広報するべきなのです。そうすると世話をする人や知人が、あなた、悪いけれども子供ができていないのならこういうのがあると助言をしてくれるのです。私の知り合いもそうだったのだけれども、それで行くのです。もう少し、広報するべきだと思う。私はこの委員会というのは、少子化・子づくり対策だと思っていた、子づくりをやらないと人口は減るのですから、この面でやっていただいたのですけれども、一つお聞きをしたいのが、この不妊治療を受けられる病院は、広島県に何カ所あるのですか。
- 答弁（健康対策課長） 本県の不妊治療支援事業についてですけれども、国の実施要綱に基づいて実施しております。医療機関につきましては、知事が独自に指定基準を定め、それに基づき審査をし、基準を満たすと認められた医療機関を指定しております。広島県内におきましては現在9医療施設あるという状況でございます。
- 質疑（高山委員） 9施設を具体的に言ってみてください。
- 答弁（健康対策課長） 具体的な医療機関名に関しましては、ただいま手元にありませんので、後ほど資料はお持ちさせていただきたいと思います。
- 質疑（高山委員） 一番聞きたかったのが、9カ所は地域別に指定してあるのだろうかけれども、私が聞いたところによると、県立広島病院が一番多いのではないかという話なのです。県立病院は優秀だということで、ここが多いのではないかということを知っているのですが、どうですか。
- 答弁（健康対策課長） 不妊治療の支援事業に関してですけれども、先ほど申し上げ

ました広島県の9医療機関で不妊治療の助成を行っています。実際、具体的に申しますと、不妊と産婦人科で診断された方がその対象となる形になっております。医師による診断があって初めて不妊治療の助成制度の対象者、具体的には体外受精、顕微授精の対象者となることになっております。ただ、委員御指摘の具体的な医療機関ごとの数に関しましては、手元に資料がございませんので、後ほど御連絡させていただきます。

○質疑（高山委員） やはりその辺については、もう少ししっかりと勉強してもらわないといけない。不妊というのはどこの産婦人科でもわかるわけですが、いざ体外受精とか顕微授精をすれば、行くのが非常におっくうになるらしいのです。ということで、多分、県立広島病院が多いのではないかという話で、私が言いたいの、やはり田舎では広島まで来る旅費がかなりかかり、聞くところによると、精神的にしんどいから広島へ来たら一泊して帰るそうです。私もしたことがないですからわかりませんが、痛いということで、ずっと来てずっと帰れるものではないらしいのです。そういうことを考えたら、一律に10万円にするのがいいのかどうか、これはいろいろ考え方があってしょうから、国が国がと言わず、県の中で考えるためには、そういう方が多く県立広島病院に来るのであれば、やはり広島市の方と他の市の方とでは旅費やいろいろな経費が変わるので、そのあたりを考えていただきたいというふうに思うのですが、そのような考えはないですか。

○答弁（健康福祉局長） 高山委員御指摘の不妊治療というのは、これは論点が2つあるかと思えます。一つは、不妊治療に関しましては、国保はもちろん認められて現在の事業が実施されておりますが、一方でその効果についての評価は分かれるということでございますので、その事業の支援のあり方につきましては、そもそも多くの議論があった中で実施されているという側面が一つございます。もう一つの論点は、医療に係る全般的な問題といたしまして、特定の施設でなければ実施できない治療につきましては、この不妊治療に限らず、例えば難病の治療、あるいはがん治療のある高度な部分につきまして、やはり特定の施設に行くためのアクセスをどういうふうに支援するのかに課題があります。例えば、今の時点で交通費等の支給の要望が、難病の患者さんを中心に強く出されているのは承知をいたしておりますが、医療全般につきましてこれをどのように考えるのかということは、これもさまざま議論がありますし、それから公的助成としてはどういう形でできるのか整理が必要でございますので、そういった観点から、今後とも考えていきたいと思えます。

○要望・質疑（高山委員） 医療という言葉は何度も使われましたけれども、この不妊治療というのは、医療もそうなのですが、国づくりの大きな根幹だと思うので、地域ごとというか距離とかいろいろなことを勘案していただいて、これを進めていただきたい。これは全国でやっていっちゃると思うのですけれども、子供ができない夫婦というのは非常に辛いそうです。夫婦間の問題もあるし、行きたくても行

きにくいというような環境があるようなので、とにかく広報をして、できるだけこの制度を使っていただくようお願いをしたいのと、最後になりますが、この892名ですけれども10万円だったら8,920万円なのですが、これは全部国から予算は出ているのですか。

○答弁（健康対策課長） 不妊治療支援事業の負担区分ですけれども、国が2分の1、県が2分の1ということになっています。

○質疑（高山委員） そうなると、10万円が上限となっていますが、20万円にするということはできないのですか。全部一律なのですか。県独自でできるのですかということを知りたいのです。

○答弁（保健医療部長） 申しわけございません。後ほど、また回答させていただきます。よろしくお願いします。

○要望（高山委員） とにかくいい制度ですから、一生懸命これを支援していただきたいと思います。

○質疑（緒方委員） この不妊治療に関しては、私たちの世代はまさに当事者の世代で、今、この制度を使いたいという人は多いわけです。最初に、体外受精と顕微授精について、大体1回幾らぐらいかかるのか、教えていただきたい。

○答弁（健康対策課長） 体外受精と顕微授精に関しましてですけれども、具体的な金額につきましては、医療施設ごとに異なるという実情になっています。30万円から50万円くらいが多いのではないかと一般的には言われておりますけれども、当然それより安いところと高いところがあるというのが実情かと思えます。

○質疑（緒方委員） 顕微授精についてはどうですか。

○答弁（健康対策課長） 顕微授精に関しては、医療技術的にさらに高度なものが要求されることから、具体的な金額は手元にはないのですけれども、それよりやや高めの金額になるかと存じます。

○質疑（緒方委員） もちろん大体でいいのですけれども、要は高額だということは言えると思うのです。それで、先ほど高山委員からもあったのですけれども、金額の上限を上げていくということをぜひ考えていただきたい。逆に夫婦の所得合算額が緩和されていますけれども、これをさらに緩和していくことはできないのかどうか。やはり高額なので、晩婚化により、子供がさらに欲しいけれどもできないと言ったらもう時間も限られているのです。ですから、ずっと何十年もやれるようなものではないので、本当にこの少子化対策に取り組むのであれば、所得制限というものはもう取り払っていく考えも必要ではないかと思うのですけれども、これについての御所見はいかがでしょう。

○答弁（健康対策課長） 本事業は平成16年から開始しているところでございます。平成16年当初は夫婦の所得合算額650万円未満ということでスタートさせていただいている事業が、平成19年度に730万円未満という形で所得制限の緩和を行ったものでございます。ただ、本事業の趣旨としまして、高額な不妊治療の医療費が払えない方

に、限られた医療資源を重点的に配分するという事で、当初から実施している事業でございます。ただ、その所得制限に関しましては、本事業は国の実施要綱に基づいて実施されているものではございますけれども、緩和も含めて国とも積極的に協議しながら、今後とも広く県民の皆様方にこの治療について、広報等含めまして普及啓発していくようにやっていきたいと思っております。

- 質疑・質疑（緒方委員） 確かに国も関係してくることなので、なかなか県の思いだけではできないと思うのですけれども、医療と言いながら、医療保険が適用されないというところで、では本当に医療なのか、また医療保険等はどうなのかという思いもあるのですけれども、少子化の中で本当に対策を打っていくという意気込みがあるのであれば、県としてはそういうことを求めていって、国ともしっかり協議していただいて、本当に子供を産みたいと思う夫婦の願いをぜひかなえていくようにしていただければということをお願いしておきます。

続いて、夢配達人プロジェクトについてお伺いさせていただきたいと思っております。

応募件数が平成19年度1,820件から今年度3,313件ということで飛躍的に伸びています。これは本当に素晴らしい事業だと思うのですけれども、まず、ここまで飛躍的に伸びた要因としてどういったことが考えられるかということと、3,313件の応募に対して選考件数が8件ということについてどう思われるのかということをお聞きいたします。

- 答弁（県民活動課長） ことしは3,300件で、昨年の1,800件から比べてもかなりふえたということについて、一つはこの応募についてこれまでになかった市町に強く働きかけたということがございます。これは教育委員会を経由して各学校から流していただくというのが、主なところで、それ以外にも公民館とかいろいろなところへ置いているのですけれども、やはり一番大きいのは教育委員会経由でのことになるかと思っております。ただ、3,000件と言いましても内容的にはかなり似通ったものが多かったのも事実でございます。例えば、約4分の1が料理関係で、テレビ等の影響があるのかもわかりませんが、パティシエに手伝ってもらってお菓子・ケーキをつくりたいというケーキとか料理の関係です。あとはスポーツ関係、芸術関係ということで、この3つで大体2分の1を占めております。ただ、似たような夢なのですけれども、夢のない時代ということもありますので、子供にとって、そういう夢を書いていただくこと自体が非常にいいことではないかということで、学校の方で子供たちに夢をたくさん出すように働きかけていただいたのがこのようにふえたということではないかと考えております。

もう1点、8件ということですが、一応モデル的な事業ということで8件で取り組んでいたわけですが、いわゆる市町は、今23で、これが4回目になるので、各市町でおおむね一巡したという状況でございます。確かに、3,000件のうち8件というのは非常に少ないということですが、地域で似たような取り組みをされているところもあるようなので、そういう形で地域に波及していけばあ

りがたいと思っております。

○質疑（緒方委員） 各地域に働きかけた結果、こうして応募数がふえたということは本当に広報の御努力の結果と思いますし、県内各地でこういう取り組みをしてもらったということのあらわれだというふうにも思うのですが、8件というのはやはり個人的には少ないと思います。

もちろんお金のことも絡んでくるのですけれども、今後、この件数をふやしていく予定はあるのですか。それとも、似通った夢が結構多かったと今御説明にあったのですけれども、この結果を見て、うちも同じような夢を出しているのに、なぜうちではないのかと単純に思ったとします。そのときに、例えば同じような夢で地域が近いところがあれば一緒にその夢をかなえる事業を行うとか、そういった弾力性のある取り組みというものも考えてはいかがかと思うのですけれども、今後の展開についてお伺いします。

○答弁（県民活動課長） 今後のことでございますけれども、これまで4回ということで来年の実現を待ちますと足かけ6年ということになります。この夢の事業についてもある程度理解をいただいたということはあるのですけれども、応募の分析結果等を踏まえまして、これから数をふやすとかそういう形で市町の協力等が得られるのかどうか、そういうことについてももう一度分析して検討していきたいと思えます。ただ、ことしの結果を見ても似たような夢といいながら、選ばれた8件の夢につきましてはなかなか特色のあるものが残っているというのは感じております。先ほどの3,000件からある程度絞って審査員の方に選んでもらうわけですけれども、具体的には30件ぐらいに絞ってやるのですが、菓子づくりなども5～6件並んでいるというふうな状況ではありました。ただ、こういう夢のある事業ということで、切り口を変えたような形での検討ができるか、そこら辺も含めて考えていきたいと思っております。

○要望・質疑（緒方委員） 確かにいろいろな制限がある中で、子供たちの夢をかなえてあげようという取り組みをされていると思います。ただ、子供のうちから夢はかなわないから夢なのだとか教えるのか、夢はかなうものだと教えるのかというのはあって、やはりできればかなうものだとすることで夢をかなえる事業というものに少しでも多く取り組んでいただきたいと思えます。もちろん、本当に制限が多いことは理解できるので、そこら辺を各市町の協力を仰ぎながら、ぜひ夢の実現について、一つでも多くかなえられるよう、取り組みを要望します。

もう1点、今回の資料ではなく申しわけないのですけれども、前回の委員会でインターネット等を利用した学校裏サイトについて質問させていただきました。我々の知らないところで子供たちがインターネットの掲示板を使って生徒同士の誹謗中傷をしたり、それがまた事件に発展したりということもあったわけですけれども、前回、それについて把握されていますかという質問をさせていただいたら、学校単位ではそういったものは把握していないという回答がございました。それについて、

やはり先生方が把握していないところで、生徒たち同士によって裏のインターネットサイトでそういったやりとりがされているということは、大変問題だと思えますので対応してくださいということをお願いをさせていただいたのですけれども、その後、学校裏サイト等につきまして何か把握等はされたのかどうか、お伺いさせていただきますと思います。

- 答弁（指導第三課長） 前回御質問をいただきまして、その後の動き等についてお答えしたいと思います。携帯電話やインターネットを利用することで起こるさまざまな問題について、教育委員会としても学校の取り組みだけでは十分に対応できない大変深刻な問題というふうにとらえております。ちょうどあさってですけれども、10月16日に市町の教育長会の代表、それから小・中・高等学校のPTA団体の会長、それから小・中・高の校長会の会長、それぞれの団体の代表にお集まりいただきまして、携帯電話等の使用のあり方について討議をしていただくという会を予定しております。これはやはり、学校だけで取り組むのではなくて、家庭と保護者が一体となった携帯電話に係る啓発活動について、そういう新しい動きをつくり出そうということで、協議会を持つようにしております。

把握につきましては、その裏サイトの実態ということではございませんけれども、各学校が携帯電話の取り扱いをどのようにしているのかということと3年に一度校則調査というのをやっているのですけれども、その校則調査によってしっかり学校が携帯電話の扱いについてどのようにしているのかについて把握することにしておりまして、現在、その結果を集約中でございます。

- 要望（緒方委員） 中高生と話をしますと、本当に私たちの想像を超えるスピードでインターネットを使いこなすというか、本当に巧妙なやり方をしていたりもしますし、多分我々がそのサイトを探そうと思ってもなかなか見つけれないのではないかと思います。一つでもそういうものが学校で広まると、今度は生徒同士、我々の知らないところでどんどん広がっていく可能性も十分考えられますので、引き続き、実態把握に努めていただいて、もしそういうものがあつたときにはぜひスピード感を持って対応していただけるように要望しておきたいと思えます。

- 質疑（桑木委員） 資料番号6の特別支援教育に関してですが、23～24ページの左下のところに高等部卒業生の就職状況について、全特別支援学校、それから知的障害特別支援学校の就職率が全国平均に比べて広島県は半分以下という資料がございまして、就職率が低いという原因はどのようなところにあると認識しておられるのか、また、上の表を見ますと、19年度は5%アップで、全国平均と比べて随分アップしており、取り組みの成果があつたのではないかと推測するのですが、そのような一連の特別支援学校の就職支援についてお尋ねします。

- 答弁（特別支援教育室長） 特別支援学校高等部の卒業生の就職率の低迷については、大きく3点要因があろうかと考えております。まず1つは、いわゆる生徒あるいは保護者の就職をするということについての意欲とか意識をしっかり高めていく取り



組みが不十分であったこと、それは社会的な自立を目指していくということについて、学校が保護者に十分伝えていない、あるいは生徒に十分伝えていないということがあったのではないか。2つ目は、そのようなところから、生徒に自立していくための力をしっかりと学校の中でつけていない、教育内容についても十分でなかったということがあります。3つ目とすれば、企業あるいはハローワークなどの関係機関との連携が不十分で、企業の方に対しても就業を目指していますということについて、十分伝えることができていなかったというようなことが挙げられます。こういった実態がありましたので、18年度から今年度まで3年間、特別支援学校の就職指導充実事業というものを実施してまいりました。この中では研究指定校2校を設けまして、そこで指導方法、内容についての改善を行う、あるいは教育課程の改善を行うということを中心に取り組んでまいりました。それから、ジョブ・サポート・ティーチャーを配置して、学校と企業との連携を図るということを中心に、いわゆる職場改革を行い、就業体験を行う企業に向けて働きかけるという仕事をしてまいりました。

そういった中で、特別支援学校全体の教育内容に関して、例えば働くことを目指した作業学習がございませけれども、この作業学習の時数が広島県は非常に少なかったわけです。これは今、徐々に増加してまいっております。あるいはジョブ・サポート・ティーチャーは当初2名でしたが、今年度から1名増員して3名にしております。このジョブ・サポート・ティーチャーは、1人が2校ずつ持っておりますので、今、6校をカバーする形で動いておりますけれども、そういった企業との連携も徐々にできつつあるということから、就職率は徐々に上昇しつつあるというふうに考えています。

○要望（桑木委員） いろいろと問題点等を研究される中での取り組みが一つずつ功を奏しての就職率になるというように理解しますけれども、企業の皆さんは特別支援学校の応援をいろいろとしたい、そういう中で学校での清掃とかそういうお手伝いをしたりいろいろな交流をしたいという希望があって、学校関係者にそういった話を伝えることがあったのですが、学校側からはむしろ、そういう卒業生を受け入れてくれる態勢を持つ企業を紹介してほしいという要望がやはり幾らかありましたので、先ほど3点目の取り組みでおっしゃってございました企業との連携というものについては、なかなか当事者間では難しいという課題もあると思いますので、ぜひそこは県もしっかりリーダーシップを発揮していただいて、さらにこういう取り組みが現実に就業という形で実を結ぶようお願いしまして、質問を終わります。

○質疑（中村委員） 先ほど来、各局、部、課において人づくり対策、少子化対策についての取り組みを御説明いただきました。横断的な取り組みにについて、よくやっ

ていただいていることについて、敬意を表する次第でございます。

先ほど、子ども家庭課長から次世代育成ポジティブキャンペーンについて御説明いただきました。これについても随分取り組んでいただいていることに、まず敬意

を表する次第でございますが、私は、少子化・人づくり対策について、本県の母子家庭の現状と今後の取り組みの方針について、2～3質問させていただきたいと思っております。

戦後63年たちまして、戦後という言葉も古くなりましたが、戦後という言葉にあわせて戦争未亡人という言葉が起こってまいりました。私も戦争未亡人の一人の家庭で母の後ろ姿を見ながら育ってきた一人でございますが、時代の変遷とともに母子家庭、母子寡婦家庭、あるいはひとり親家庭と名称もだんだんと変わってまいりました。まさにその当時からのひとり親家庭の状況を見ても、ひとりの母親が必死に働く姿というのは並大抵ではない、そのように私は思いまして、よく共働きということが中心になりますが、私はもう一度、ここに母子家庭をどう考えたらいいかということ、ぜひ御検討いただきたいと思っております。そういうことから、主にきょうは本県の母子家庭の現状と実情について、2～3お尋ねしたいと思っております。

現在、我が国では母子家庭は平成17年度の調査によりますと、75万世帯ということで、随分の家庭があるわけですし、18年度では、母子家庭単独の世帯が75万世帯、同居世帯が125万世帯ということで、随分の家庭が一人ないしは同居でない母子家庭であるということでございます。そうしたときに、この中で何が進んでいるかと言いますと、昔の我々の時代は、戦争未亡人ということを行いました、昭和58年の統計を見ても、離婚が5割、死別が1割、19年度では離婚が8割、そして死別が1割と全く逆転しているのです。そういう社会変化の中で、母子家庭、母子寡婦家庭への対応もだんだん変わってきたように私は把握しております。

また、最近20代の、特に若いお母さん方の中で離婚してひとりになられるという方が全国で96万人いるということです。私は、そうした方々が今の社会で、人並みに生活していくためには、本当に大変な状況ではないか、例えば就労の問題にしても経済的な支援にしても、特に現在は非正規雇用の多くなった社会でございますので、いま一度この子育て支援、次世代育成に関して、母子家庭に対して改めて認識を深めていただけないかということでございます。

広島人づくりビジョンの中に、これは一般的な人づくりビジョンでございますから、母子家庭を特化してということはなかなかできなかったのかもわかりませんが、母子家庭という表現が入れられていないということで、ぜひ今後はそういう視点でちょっと御検討いただければと思っております。

そこで、お尋ねをする次第でございますが、恐らく統計をとっていらっしゃると思っておりますが、本県の幼・小・中・高の母子家庭の児童生徒数、それと母子家庭世帯数はどのようになっているのか、わかる範囲で結構でございますので、伺いたいと思っております。

○答弁（指導第一課長） 委員お尋ねの母子家庭の児童生徒数、また世帯数については実は調査をしておりません。平成18年の主に聞き取りによる国の調査によりますと、

年々就学援助の受給者がふえているのではないかと、その要因は何かという問いに對しまして、その中に企業の倒産とかリストラなどによる親の経済状況の変化であるとか、母子家庭・父子家庭など保護世帯の増加などの理由が挙げられておりますので、そういった点をかんがみて少し数を紹介いたしますと、平成18年度では国の生活保護を受けております児童生徒数は、小学校が2,164名、中学校が1,223名、計3,387名でございます。また、市町が行っているものがございまして、これが小学校、中学校合わせて3万7,310名で、国の生活保護と市町の準要保護を合わせますと4万697名になっております。ちなみに昨年度、19年度でございますが、国の生活保護を受けているのが3,413名で、市町についてはまだ調査が現在行われておりませんので年明けになろうかと思うのですが、そういった状況でございます。

○質疑（中村委員） 母子家庭には中学校からいわゆる学資の援助が行われているところでございますが、この状況を見てみますと、一たん援助を受けて、なかなか払えない、貸付金をいただいてその返還ができないという状況も中にはあるのではないかと考えているのです。その実態については、またお聞きしたいと思います、本県の場合、母子家庭の何%ぐらいが就労しているのでしょうか。そのうち、いわゆる常時雇用と臨時とパート、そういうような種別で統計がとってある、調べてある調査というものはございませんでしょうか。もしわかれば教えていただきたいのです。

○答弁（こども家庭課長） まず、母子家庭の就業状況について、これは全国母子世帯等調査で18年度の数字でございますが、母子家庭の84.5%が就業されている状況でございます。そのうち、臨時かパートが43.6%、それから常用雇用が42.5%という状況でございます。

○質疑（中村委員） 常用雇用が42.5%ということで、そうしますと、大変な状況だろうと思うのです。ちなみに例えば1世帯当たりの平均年収というものはわかりますでしょうか。例えばそれがいわゆる通常の家庭の平均年収と比べてどれぐらいの差があるのかわかりますか。

○答弁（こども家庭課長） 平均年収でございますが、これも同じく全国母子世帯等調査でございます。平成17年度は213万円、一般世帯の平均収入についてはまた別の調査になりますけれども、国民生活基礎調査によりますと、平成17年度で564万円となっておりますので、約4割になるといった状況でございます。

○質疑（中村委員） 213万円と564万円というと半分以下の状況の中で、私はこれからこの母子世帯に対して健全な子供が育つような支援を、やはり手を差しのべてあげないといけないのではないかと、企業に対しての就労の支援もそうでございますし、経済的な支援もそうでございます。平成14年度の母子寡婦福祉法、それから児童扶養手当法の改正後、やはり本県としても改めて国が示す母子家庭及び寡婦家庭の自立支援計画あるいは自立促進計画に沿って、国のいいところはぜひいただきたい。既にこの8月には来年度の国への予算概要が出ております。そういう中で、

私はこの本県の予算概要の中にそれをしっかりと位置づけていただいて、取り組んでいただきたいと思います。今後の方針について、当局の御意見をお伺いしたいと思います。

○答弁（こども家庭課長） 委員がおっしゃられますように、今、母子家庭のお母さんと子供さんが暮らしていくというのは、仕事をしながらひとりですべて子育ても賅うということですので、困難で大変な状況にあると思います。私どもといたしましては、特に母子家庭の自立支援というものを重点的にやっております。これは母子家庭等就業・自立支援センターで、平成15年10月から行っております。もともと舟入にありまして、このたび、エソールの方に移転をいたしましたけれども、そちらの方で母子家庭を対象といたしました就業相談、それから就業支援講習会、就業情報の提供、こういったことについて一貫してサービスを行っております。これは平成15年10月にスタートをいたしまして、だんだんと中身をふやしてきております。まず、平成18年2月に無料職業紹介所としての許可をいただきまして、それから平成18年4月からは相談日数を週3日から5日にふやしました。そのほかにさまざまな研修セミナー事業を行い、土日の電話相談も行っております。そうすることによりまして、相談件数が非常にふえてきております。例えば、平成17年度は130件でございましたが、平成18年度は427件、平成19年度は1,020件というふうにふえてきております。これは今回、エソール広島の方に移転をいたしましてエソールの持っているネットワーク、さまざまな支援団体がございますので、共同で事業を行うこと、それからもう一つはマザーズハローワークと連携を強めて、一人でも多くの方に早く就職できるようにと、そういった援助をしております。

現在の母子家庭の置かれている状況は非常に厳しいと考えており、安定的な就業の確保ということが最も大事だと思っておりますので、今後とも、こういったことを重点的に行いながら、安心して子育てをしながら生活できるように支援を一層充実させてまいりたいと考えております。

○要望（中村委員） 大変力強いお言葉をいただきまして、私もほっとしているところでございます。やはり、母子家庭の職業訓練等もいろいろな支援団体や母子会とかでそれぞれやっつけらっしゃるのだらうと思いますが、そういうものとあわせて職業紹介等についても積極的にPRしていただきたい。ぜひお取り組みいただければと思っております。

(4) 現地調査についての協議

現地調査の日程等について委員会に諮り、11月25日(火)～26日(水)の1泊2日で行うこととし、調査地の決定等については、委員長に一任することに決定した。

(5) 閉会 午前11時44分